

尾張旭市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

特例を定める条例の制定についての附帯決議

討論要旨 勝股修二議員

先ほど可決された第31号議案は、市長、副市長が市民の信頼を回復するために自主的に報酬を減額するというもの、大変敬服いたします。

しかし、第31号議案の原因となった公金詐取事案は公判中のため、議会に説明されなかった個別案件があるとともに、行政事務の改善は途上であり、損害金の回収はいまだめどが立っておりません。第31号議案の可決は、議会においてこの問題が終結したのだと、市民に間違ったメッセージを送る、間違っただけで受け止められてしまう可能性もあります。

そこで、尾張旭市民に対して、尾張旭市議会が第31号議案をもって公金詐取事案についての検証、議論を終結させるものではないことを明確に示すために、議員各位には、本附帯決議に賛同賜りますよう深くお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。